八　子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とした場合（法第五十三条第三項第四号又は第七号に該当する場合及び第五号に該当する場合を除く。）

九　その子会社（新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子会社を除く。）が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（法第五十三条第三項第二号若しくは第四号又は次号に該当する場合を除く。）

十　銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有する他業銀行業高度化等会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合［号を削る。］

十一　法第五十二条の二十三第十三項の承認を受けた事項を実行した場合（法第五十三条第三項第四号に該当する場合を除く。）

十二　第三十四条の二十三各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子会社及び新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社（銀行持株会社の子会社であるものに限る。）の子法人等又は関連法人等を除く。以下この項において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなつた場合（新たに有することとなつた特殊関係者が法第五十二条の二十三第三項の認可を受けて銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する他業銀行業高度化等会社である場合を除く。）

十三　その特殊関係者が特殊関係者でなくなつた場合

十四　銀行持株会社又はその子会社が、他の会社（外国の会社、新規事業分野開拓会社等、事業再生会社、他業銀行業高度化等会社、特例銀行業高度化等業務を専ら営む会社及び特例事業再生会社を除く。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合（当該他の会社が当該銀行持株会社の子会社又は特殊関係者となつた場合を除く。）［号を削る。］

十五　銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなつた国内の会社（法第五十二条の二十四第一項に規定する国内の会社をいう。）の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合［号を削る。］

［号を削る。］

十六　銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する子会社対象会社若しくは特例子会社対象業務会社（当該銀行持株会社の子会社及び外国の会社を除く。以下この号において「子会社対象会社等」という。）又は銀行持株会社の特殊関係者（子会社対象会社等に限る。）が当該子会社対象会社等以外の子会社対象銀行等（法第五十二条の二十三第三項に規定する子会社対象銀行等をいう。次号において同じ。）又は特例子会社対象業務会社に該当する会社となつたことを知つた場合（法第五十二条の二十三の二第八項の規定による届出をした場合及び法第五十三条第三項第七号に該当する場合を除く。）［号を加える。］

六　その子会社が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（法第五十三条第三項第二号及び第四号の場合を除く。）

六の二　銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有する銀行業高度化等会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合

六の三　銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する銀行業高度化等会社が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（前二号の場合を除く。）［号を加える。］

［号を加える。］

七　銀行持株会社又はその子会社が、第三十四条の二十第一項各号に掲げる事由により、国内の会社（法第五十二条の二十四第一項に規定する国内の会社をいう。第九号において同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合［号を加える。］

八　銀行持株会社又はその子会社が国内の子会社対象会社（銀行業高度化等会社を除く。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた場合（当該子会社対象会社を子会社とすることについて認可を受けている場合及び法第五十三条第三項第三号の規定により届出をしなければならない場合並びに第十号に該当する場合を除く。）

九　銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなつた国内の会社及び事業再生会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合（第十一号に該当する場合を除く。）

十　第三十四条の十五第一項において準用する第十四条の四に規定する子法人等又は第三十四条の二十三各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子会社を除く。以下この号、次号及び第十二号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなつた場合（新たに有することとなつた特殊関係者が法第五十二条の二十三第六項の規定による認可に伴い銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する銀行業高度化等会社であるときを除く。）

十一　その特殊関係者が特殊関係者でなくなつた場合

十二　銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する会社（当該銀行持株会社の子会社及び外国の会社を除く。）又は銀行持株会社の特殊関係者がその業務の内容を変更することとなつたことを知つた場合